

平成 年 月 日

本籍地市区町村長 様

戸籍（除籍等）謄抄本の送付について（依頼）

下記のとおり謄抄本が必要となりましたので、送付して頂きますようお願いいたします。
なお、手数料として、郵便定額小為替 _____ 円を同封します。

請求者	住所	〒		TEL () - 日中連絡の付く電話番号
	氏名	ふりがな	印	
		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生	
本籍地				
筆頭者氏名				
必要なもの 必要なものを 囲み、通数を記入し て下さい。	戸籍	附票	謄本 (全部事項) 通	提出先等から、記載内容について特に指示があった場合は詳しく書いてください。【例】××の死亡の記載があるもの、××の兄弟全員 人の載っているもの ××の出生から死亡まで
	除籍	原戸		
	身分(身元)	抄本 (個人事項) 通		
抄本の時は必要な人の氏名				
戸籍の附票請求時は必要な住所				
請求者と必要な人との関係	本人・夫・妻・子・孫・父・母・その他 ()			
請求理由(くわしく)				

野洲市における手数料は、

戸籍謄本（全部事項）・抄本（個人事項）	各1通	450円
除籍謄本（全部事項）・抄本（個人事項）	各1通	750円
改製原戸籍謄本・抄本	各1通	750円
戸籍の附票・身分（身元）証明書	各1通	300円

市区町村によって手数料は異なります。事前にお確かめ下さい。

手数料分の定額小為替（郵便局で購入してください。）と返信用の封筒（住所・氏名を記載し切手を貼付したもの）および、この依頼書と本人確認できる書面（免許証の写し等）を同封して本籍地の市区町村へ郵送等により請求してください。（裏面参照）

その他裏面の参考事項をお読みください。

参 考

謄本（とうほん）は、戸籍に記載されている全員の写し。（戸籍電算化市区町村については、戸籍全部事項証明書といたします。）

抄本（しょうほん）は、戸籍に記載されている一部の写し。（戸籍電算化市区町村については、戸籍個人事項証明書といたします。）

筆頭者は、戸籍の最初、本籍欄の下部に記載されている人で、死亡しても、筆頭者の氏名は変わりません。

除籍（謄本[全部事項]・抄本[個人事項]）は、戸籍から死亡、婚姻、転籍等により全員が抜けて、一人も残っていない戸籍をいいます。戸籍に一人でも残っていれば、除籍でなく戸籍となります。（筆頭者夫死亡の妻が生存している場合等）

改製原戸籍（かいせいげんこせき）は、現在の戸籍につくりかえる前の戸籍をいいます。（全ての戸籍に改製原戸籍があるとは限らず、また現在の戸籍がある市町村にあるとも限りません。）通常は、現在の戸籍の事項欄に改製の旨が記載されています。

戸籍電算化市区町村については、電算化前の紙の戸籍が全て、改製原戸籍になっています。必要な戸籍が改製されている場合もあります。

戸籍の附票の写しは、住民登録をした住所が異動順に記載されています。（該当の戸籍が編製されたときの住所からその戸籍が除籍[個人が除籍]になるまでの住所が記載されています。

ただし、附票の改製により、改製時の住所から記載されている場合もあります。請求時には、どの住所からの異動が必要なのか、記載して請求してください。

戸籍の附票は、市区町村により手数料が違います。

また、附票の改製により、必要な住所は、改製原附票による場合もありますので、請求される本籍地にお問い合わせください。

